

平成 2 9 年 1 1 月

結城市教育委員会定例会議事録

結城市教育委員会

平成29年11月結城市教育委員会定例会

- 日 時 平成29年11月24日（金曜日）
- 場 所 駅前分庁舎 多目的スペース会議室
- 出席委員 中村義明委員長
石川周三委員長職務代理者
北嶋節子委員
岩崎勤委員
小林仁教育長
- 教育委員会事務局 学校教育課長 西村規利,
生涯学習課長 田中真一, スポーツ振興課長 妻木克浩
給食センター所長 石川好次
学校教育課長補佐兼施設係長 佐山敦勇
学校教育課学務係長 石井智之

1 報告事項

- (1) 教育長報告
- (2) 報告第29号 情報公開の請求に関する諾否について

2 その他

午前10時00分 開 会

○学校教育課長 教育委員会定例会のほうを始めさせていただきます。

本日の定足数は達しておりますので、会議は成立していることを委員長にご報告いたします。

なお、本日は、傍聴人はございません。

それでは、中村委員長のほうで開会宣言をよろしく願いいたします。

○委員長 おはようございます。

それでは、ただいまから平成29年結城市教育委員会11月の定例会を開会いたします。どうぞよろしく願いします。

本日、議事録署名委員に北嶋節子委員をお願いします。よろしくどうぞお願いします。

それでは、早速本日の案件に入りたいと思うんですが、報告案件が2件でございます。よろしく願いします。

最初に、教育長報告になります。どうぞよろしく願いします。

◎教育長報告

○教育長

それでは、2ページ、3ページをお開き願います。

教育長報告。

平成29年度定期人事異動管内教育長会議について。

上記のことについて、別記のとおり報告する。

平成29年11月24日提出、結城市教育委員会教育長、小林仁。

3ページのほうをごらんいただきたいと思います。

平成30年度定期人事異動管内教育長会議が11月20日月曜日に合庁、教育事務所のほうで開催されたところでございます。

具体の大きな方針につきましては、次のページ、4ページに、4番、平成30年度定期人事異動骨子というようなことで示されたところでございます。内容的には、大枠は、昨年、例年どおりということでございます。

一番下に勸奨退職について、退職勸奨実施要領でございしますが、そちらも今年度も勸奨が実施されるということで説明があったところでございます。

それでは、簡単に、3ページのほうの資料に基づきまして、ご報告させていただきます。

①②③④と、管理職行政への登用について示しているところでございますが、変更点といたしましては、③の副校長推薦、現在も校長、教頭職のほかに副校長という職が設けられているところですが、大規模校の県西各事務所2人の副校長というものの配置と、それから、登載残、校長試験には登載されたんだけど、その年の展開がなかったという中で、副校長として1年間だけ配置になる副校長の制度があるところなんです。副校長の推薦に対して、2段目ですか、平成31年度登用から51歳以下の教頭経験者から副校長として2年間程度、これは義務教育学校というのが今

度、桃山のほうの真壁小とか紫尾小学校一体となって、来年4月から開校されるところでございますが、他の管内にも義務教育学校が開校しつつある、そういうところに副校長という職を置いていくということで、51歳以下の教頭経験者から受験をして、そして2年間副校長を務めて、その後、校長試験を受けるというような体制でございます。それが31年度登用から、来年度の実施からということですので、今年度ではなくてということでございます。それが新たに設けられたところでございます。

(2)の教職員の配置換えについて、①同一校おおむね6年以上、同一市教委おおむね10年以上は積極的に行っていくと。これにつきましては、29年度末では大体34人、結城市では異動がございました、管理職を除いて。今年度の状況も、現在その対象、6年以上とか10年以上、その教職員については、管理職を除きますと30人程度おりますので、34人か、34人いますので、整えば34人は異動していただく。市内で、または他の市町村に。そういう状況でございます。また、定年退職ということで、校長は2人定年退職、山川小の瀧澤校長、結城中の塚越校長が退職、定年退職です。それから、教頭で佐伯教頭先生、結城中でございしますが。さらに、古澤教頭先生、北小、そして巻島教頭先生、上山川小、定年退職ということでございます。その他5人、小中学校で定年退職を迎えられる教諭がいるところでございます。

②の小中間交流のほうで、積極的に行っていくということなんですが、これは管理職にも絡むところですが、今までは管理職を受けるには小中両方の経験というのが原則であって、技術・家庭と英語だけ、小学校だけでもいいですよ、勤務は。小学校の免許は持っていないとだめなんです。そういうことでやっていたところなんです。32年度からは小学校だけや中学校だけの勤務でも、もう少し拡大して、全体の登載者というか、教頭試験とか校長試験とか、どちらかという校長試験は関係ない、教頭試験になりますかね。片方だけでも推薦しようということが1割程度、登載者の1割程度はそれで認めていきますよという方向で説明がございました。32年度からはそういう方向。

あわせて、今は小学校の教員として採用になる、中学校の教員として採用になる。ですから、採用になる校種が決まっています、それで小学校から中学校へ異動すると、そこで6年間勤務して小学校へ戻らなければならないという制度であったんです。それがさらに中学校から中学校へ異動することもできますし、その後戻るというふうな原則になっていたんですが、今度はもう戻らなくてもいいと、中学校の勤務に行ったら、中学校が合っていると思ったら、もう中学校ですずっと勤務していいですよ。ただし、中学校で採用になった者は小学校へも行くんだけど、その人は戻ってください。これは当然背景には、中学校の教員がなかなか厳しい、勤務も含めて。だから、小学校へ異動すると、なかなか中学に戻ってこない。そういう実態がかつてあったので、それはもう採用になったほうで主に勤務

してくださいという制度でずっとやってきて、戻るようになったんですが、だから小学校で採用になったら中学校へ行くんだけど、小学校へ戻りましょうという大原則であったんですが、もう戻らなくて、中学校のほうで勤務してもらう分にはいいですよ。そういう動きも今年度から対応するというので説明があったところです。

ちょっと細かい内容になりましたが、その辺が大きな変更点でございます。

3番以下については特に変更はございません。後で詳細については確認いただければと思います。

2番の行事等につきましては、1から4に示してありますように、12月7日、8日の木金で南中学校区の小学6年生の宿泊学習が予定されております。

12月9日、市民劇のほうの上演がございます。

12月13日、学校警察連絡協議会がJAのほうを会場に実施される予定でございます。

12月22日、2学級の終業式というような予定で組まれているところでございます。

参考としまして、29年結城市議会の第4回定例会会期等について記載させていただきました。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長

ありがとうございます。

各委員さんから何かご質問等あればお願いします。

岩崎委員。

○岩崎委員

先ほど教育長からの報告の中で、余り触れなかったんですけども、この行事のところで、学校警察連絡協議会というのが12月13日に行われるということの記載があるんですが、これはあれですか、学校と警察とでいろんな問題が起きたときとか、そういう防止とか、そういうのについて協議されるものなんでしょうか。

○教育長

未然防止的なものの協議をしたり、いじめとかのことなんかも含めて、事件・事故の部分についての警察のほうからの情報、講話をいただいたり、また、小学校、中学校、高校まで、県立学校まで入っているところです。そのほか民生委員さんとか、さまざまな立場のお骨折りをいただいている、児童生徒相談員さんとか、青少年健全育成に関わっていただいている皆さんにお集まりいただいて、警察と、そこに教育委員会のほうの共催で実施しているものでございます。

○岩崎委員

そうですか。今年度というか、この結城市の管内でもいろいろ事故・事件とかあったと思うんですが、北小の児童の事故、それから南中の生徒の当て逃げとか、あれもどちらも犯人が検挙されていないということ。それから、南中のエプロンのあの事件、警察も入ってということで。あれも最終的に根本的なものの解決がされていない。あとは、犬に噛まれたぐ

らいですかね。あの辺はよく当事者と話し合う機会をもっていると思うんですが。この辺、特に事故、それからエプロンの事件も根本的な解決がなされていないということで、その辺を再度、日にちは経ってしまったんですが、やはり当事者の保護者とか関係した生徒からすれば、それをきちんとしてほしいという気持ちはあると思いますので、再度ちょっと教育長のほうから、その解決に向けての要請をお願いできればと思うんですけれども。

○教育長 署長さんとか、それぞれお世話になった課長さん、交通課の課長さんもお見えになりますので、具体の部分でまた支援をお願いしていくというようなことで。その部分で、そのことの事例についてみんなで協議することとはございませんが、そういう機会をもとにして、またご支援をいただけるような形でお話をしていきたいと思います。

○岩崎委員 よろしくお願ひします。

○教育長 様々な部分で普段から連携をするというようなことが県警と県の教育委員会と同じように、市町村と警察署の連携も現在取り組まれているところですので。

○岩崎委員 北小の事故に関しては、うちの新田間町から入ってすぐのところについては、拡幅の工事をやっていただいたので、その先については今後あれだと思うんですが、地主の方が非常に協力していただいているというお話も聞いていますので、引き続きそういうのもあわせてお願いできれば思っています。

○教育長 拡幅の部分については、多分、市のほうと連携しながらやっているところだと思いますので。ありがとうございます。

○岩崎委員 よろしくお願ひします。

○委員長 よろしいですか。

ほかいかがでしょうか。大丈夫ですか。

(「大丈夫です」と呼ぶ者あり)

○委員長 じゃ、続きまして、報告第29号 情報公開の請求に関する諾否について、事務局よりお願ひします。

◎報告第29号 情報公開の請求に関する諾否について

○学校教育課学務係長 それでは、資料の5ページをごらんいただきたいと思ひます。

報告第29号 情報公開の請求に関する諾否について。

上記のことについて、別記のとおり報告する。

平成29年11月24日提出、結城市教育委員会教育長、小林仁。

このことにつきまして、結城市情報公開条例第9条の規定に基づきまして、次の6ページの資料のとおり、請求書のほうが提出されましたので、結城市教育委員会が開示する情報の公開に関する規則に基づき、次の7ページの資料のとおり、決定通知書を請求者に11月8日付で通知しましたので、ご報告させていただきます。

請求内容につきましては、平成29年度に実施しました各小中学校別の心臓検診結果集計表及び平成29年度の小中学校心臓病有所見者病名一覧を提出してほしいというものになってございます。同様の内容のものが、市から茨城県の学校保健会のほうに報告しているものがございますので、そちらのほうを提供してございます。

心臓検診につきましては、学校保健安全法施行規則第7条第6項の定めにより、小学校の1年生及び中学校1年生の児童生徒並びに再検査を実施すると判定された児童生徒につきまして、心電図検査を第1次検査として実施し、そのほか必要と思われる児童生徒に精密検査、2次検査等を実施しております。

請求者に交付した資料につきましては、ページが飛びまして10ページになります。上段が小学校の集計表、中段が中学校の集計表、その下が有所見者の病名一覧を載せてございます。こちらの資料につきまして、全て個人を特定するものはございません。

この件に関しましては、例年同じ請求がございまして、昨年より市外の者でも利害関係を有する者ということで、情報公開請求ができるように条例が改正されておりますので、昨年度と同じ方から同様の内容の請求となっております。

報告のほうは以上でございます。

○委員長

ありがとうございます。

ただいま情報公開請求の件については、ここ何年か同様の請求がありますけれども、いかがでしょうか。

北嶋委員。

○北嶋委員

請求している小泉さんという方ですか。この方は何のためにこういうことを請求して開示したわけですか。

○学校教育課学務係長

昨年もお答えさせていただいたんですが、東日本震災の後の福島原発の影響がどうなっているのかということで、主に情報収集をされている方とお伺いしております。

○北嶋委員

わかりました。

○委員長

ちょっと関連していいですか。心臓病だけでもないんですが、この心臓病に関するデータは、恐らくこの方にはデータとして提供していると思うんですけども、これ実際に私もちょっと前年度の請求に対してどのぐらいの、例えば一番下の所見があった子供たちかな、小学校15人、中学校14人とありますけれども、余り変わらないような気はするんですけども、例年同じような、何ていうんですか、発生率というか、こういうの何ていうんでしょうか。

○学校教育課学務係長

上の小学校の集計表と中学校の集計表の右側の精密検査結果票というところで、1の精密検査結果については18人なんですけれども、受検者数のほうは7名ということで、ずっと継続して病院にかかられている方を除いた方が2次検査を受診しております。その7名の方の結果につき

ましては、特に運動や日常生活に影響のない要管理Eが4名、管理不要が2名、異常なしが1名ということで、就学する際に既に心臓に関わる病気を持っている児童生徒が卒業するまで、大体同じような方の病名が出てくるようなことになっています。

- 委員長 出現率というのは変わらないということ、大体……
- 学校教育課学務係長 2次検査を行った上で発見される子はほとんどいないということになります。
- 委員長 ということは、毎年同じだということだな、同じ、要するに子供たち、新たに心臓病が判明して出現が顕著であるとかという、そういうのはないわけだよ。
- 学校教育課学務係長 そういうことになります。
- 委員長 事実どう考えてもそうだと思うんだけど。何かそういったものがあるとまたね、問題だということがあるもんだから。
じゃ、そういうことで、ありがとうございました。
以上2件が報告案件でございました。
以上なんです、事務局のほうにお返しします。
- 学校教育課長 それでは、委員長のほうで閉会宣言のほうをよろしく願います。
- 委員長 それでは、11月の定例会を以上で閉じたいと思います。
ご苦労さまでした。

午前10時20分 閉 会

上議事録は事実と相違するところがないことを認め、下に署名する。

結城市教育委員会委員長

結城市教育委員会委員